平成２１年（フ）第１６３２号
横浜市南区別所２丁目26番25号
債務者　濵　亜以子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７０２号
横浜市泉区和泉町6208番地１　エスポワールいずみ野402
債務者　三浦　真紀（旧姓中島・鳥居）
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７６４号
横浜市瀬谷区下瀬谷１丁目20番地５
債務者　石原　知美
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１２号
香川県丸亀市富屋町１番地１　さくらハイツ302号
債務者　石田　嘉彦
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午前11時25分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１１８号
香川県丸亀市郡家町2191番地５
債務者　鈴木　清美
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午前11時20分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第２０１号
釧路市益浦２丁目14番５号
債務者　吉田　碩子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１６０３号
横浜市都筑区荏田東１丁目９番19号　サンハイツオノジマＤ号
債務者　藤田　妙子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６０６号
横浜市青葉区奈良１丁目18番地１　アゴーラ308号
債務者　白坂　和憲
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６０７号
横浜市青葉区奈良１丁目18番地１　アゴーラ308号
債務者　白坂　和恵
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６１１号
神奈川県大和市下和田262番地　いちょう団地60―207
債務者　月脚　正輝
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６８１号
神奈川県綾瀬市深谷南４丁目22番34号　伊東ハイツ第２―203
債務者　池上　祐介
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７０８号
横浜市旭区若葉台１丁目７番501号
債務者　綿貫　和子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７０９号
横浜市旭区若葉台１丁目７番501号
債務者　綿貫　好恵
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７９号
岡山市中区門田本町２丁目２番47―２号
債務者　梅岡　政明
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８４号
岡山市中区門田本町２丁目２番47―２号
債務者　梅岡　由美
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４７１号
岡山市南区西市660番地11
債務者　山本　尚二
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午前10時10分
岡山地方裁判所第３民事部